

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配 R3-1	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(氏名又は名称) 吾妻森林組合 代表理事組合長 有馬 嘉太郎							(住所又は所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1836			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 中之条町長 伊能 正夫							(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 実施権の始期	経営管理 実施権の存続 期間(終 期)(B)	経営管理 実施権に基 づいて行わ れる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
	大字	字	地番												
1	山田	手古沢	27	55	47	保安林	596	スギ	54	2021.10.1	2041.5.31まで	○ 存続期間中に、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害防止対策費を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。	—	集R3-沢55-1
2	山田	手古沢	28-1	55	47	保安林	2,247	スギ	54	同上	同上	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。	○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。	—	集R3-沢55-1
3	山田	上深町	234	55	49他5	山林	2,530	スギ その他	57	同上	同上	○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・3年生普通苗を2,500本/haの密度で植付けるものとする。	○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	—	集R3-沢55-1
4	山田	上ノ山	819	55	114-1他2	山林	8,336	スギ その他	55	同上	同上	○ 鳥獣害防止対策では、噴霧器による忌避剤散布作業を、1~5年生時に年1回以上実施するものとし、食害を受けた際には補植を実施する。	○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	—	集R3-沢55-1
5	山田	上ノ山	826-2	55	116-2他1	山林	6,667	スギ	58	同上	同上	○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、1~5年生時に下刈を年1回以上、除伐を森林の生育状況に応じて1回以上実施するものとする。	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	—	集R3-沢55-1
6	山田	上ノ山	826-5	55	124-1他2	山林	3,766	スギ	49	同上	同上	○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	—	集R3-沢55-1
7	山田	上ノ山	845-1	55	126他1	山林	1,474	スギ その他	73	同上	同上	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害防止対策費を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。	—	集R3-沢55-1
8	山田	上ノ山	846-1	55	126他1	山林	578	スギ その他	73	同上	同上		○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	—	集R3-沢55-3
9	山田	手古沢	9-1	55	30-2他9	保安林	14,477	スギ その他	51	同上	同上			—	集R3-沢55-3
10	山田	手古沢	10-2	55	32他2	山林	1,263	スギ その他	52	同上	同上			—	集R3-沢55-3
11	山田	手古沢	10-5	55	34他1	保安林	352	スギ その他	57	同上	同上			—	集R3-沢55-3
12	山田	手古沢	13	55	35-1他1	山林	285	スギ	98	同上	同上			—	集R3-沢55-3
13	山田	手古沢	8-1	55	30-2他1	保安林	382	スギ	51	同上	同上			—	集R3-沢55-3
14	山田	手古沢	14	55	39	山林	397	スギ	71	同上	同上			—	集R3-沢55-4
15	山田	手古沢	16-1	55	45	山林	2,938	スギ	55	同上	同上			—	集R3-沢55-4
16	山田	手古沢	16-2	55	47他1	保安林	537	スギ	54	同上	同上			—	集R3-沢55-4
17	山田	手古沢	17-1	55	45	保安林	1,266	スギ	55	同上	同上			—	集R3-沢55-4
18	山田	手古沢	22-1	55	47他5	保安林	9,346	スギ その他	54	同上	同上			—	集R3-沢55-5

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ㎡	現況樹種						
	大字	字	地番											
19	山田	手古沢	25-1	55	52他2	保安林	1,896	スギ その他	70	2021.10.1	2041.5.31まで	<p>○ 存続期間中に、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。</p> <p>・広葉樹の区域については、原則、巡視とする。</p> <p>・間伐後に、9年を経過から、主伐を行うものとする。</p> <p>○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・3年生普通苗を2,500本/haの密度で植付けるものとする。</p> <p>○ 鳥獣害防止対策では、噴霧器による忌避剤散布作業を、1～5年生時に年1回以上実施するものとし、被害を受けた際には補植を実施する。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、1～5年生時に下刈を年1回以上、除伐を森林の生育状況に応じて1回以上実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽 (鳥獣害防止対策費を含む。以下同じ。) 及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐あるいは利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽 (鳥獣害防止対策費を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>	—	集R3-沢55-5
20	山田	手古沢	33-1	55	58他1	保安林	548	スギ その他	53	同上	同上		—	集R3-沢55-5
21	山田	上深町	275-1	55	74	山林	1,012	スギ	48	同上	同上		—	集R3-沢55-14
22	山田	上深町	275-2	55	74他1	山林	595	スギ その他	48	同上	同上		—	集R3-沢55-14
23	山田	上ノ山	795	55	89-3	山林	312	スギ	51	同上	同上		—	集R3-沢55-18
24	山田	上ノ山	796	55	72他4	山林	4,791	スギ その他	48	同上	同上		—	集R3-沢55-18
25	山田	上ノ山	682	56	165他1	山林	519	スギ	52	同上	同上		—	集R3-沢55-31
26	山田	上ノ山	683	56	165他1	山林	6,514	スギ その他	52	同上	同上		—	集R3-沢55-31
27	山田	上ノ山	684-1	56	165	山林	942	スギ	52	同上	同上		—	集R3-沢55-31
28	山田	上ノ山	708-1	55	182他7	山林	5,867	スギ その他	56	同上	同上		—	集R3-沢55-31
29	山田	上ノ山	812	55	109-1	山林	5,287	スギ	76	同上	同上		—	集R3-沢55-31
30	山田	上ノ山	808-1	55	108他2	山林	32,376	スギ その他	56	同上	同上		—	集R3-沢55-33
31	山田	上ノ山	808-2	55	106	山林	497	広葉樹	64	同上	同上		—	集R3-沢55-33
32	山田	上ノ山	680-2	56	165他5	山林	17,980	スギ その他	52	同上	同上		—	集R3-沢55-62
33	山田	上ノ山	684-2	56	165	山林	111	スギ	52	同上	同上		—	集R3-沢55-62
34	山田	上ノ山	797-3	55	89-2	山林	181	スギ	51	同上	同上		—	集R3-沢55-75
35	山田	上ノ山	811	55	110	山林	5,867	スギ	94	同上	同上		—	集R3-沢55-77
36	山田	上ノ山	814	55	111	山林	2,864	スギ	74	同上	同上		—	集R3-沢55-78
37	山田	上ノ山	817-1	55	113-1他2	山林	7,641	広葉樹	56	同上	同上		—	集R3-沢55-79
38	山田	上ノ山	817-2	55	113-2他2	山林	2,365	スギ その他	61	同上	同上		—	集R3-沢55-79
39	山田	上ノ山	817-3	55	113-2他2	山林	2,380	スギ その他	61	同上	同上		—	集R3-沢55-79
40	山田	上ノ山	823-2	55	124-2	山林	1,516	スギ	60	同上	同上		—	集R3-沢55-80

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況樹種						
	大字	字	地番											
41	山田	上ノ山	780	55	94他3	山林	1,354	スギ その他	55	2021.10.1	2041.5.31まで	<p>○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・3年生普通苗を2,500本/haの密度で植付けるものとする。</p> <p>○ 鳥獣害防止対策では、噴霧器による忌避剤散布作業を、1～5年生時に年1回以上実施するものとし、食害を受けた際には補植を実施する。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、1～5年生時に下刈を年1回以上、除伐を森林の育成状況に応じて1回以上実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽 (鳥獣害防止対策費を含む。以下同じ。) 及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽 (鳥獣害防止対策費を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等) は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>	—	集R3-沢55-1
42	山田	上ノ山	782	55	94他3	山林	2,679	スギ	55	同上	同上		—	集R3-沢55-1
43	山田	上ノ山	783-1	55	97他2	山林	1,475	スギ	57	同上	同上		—	集R3-沢55-1
44	山田	上ノ山	783-2	55	97他1	山林	32	スギ その他	57	同上	同上		—	集R3-沢55-1
45	山田	上ノ山	685	55	171-1他1	山林	911	スギ	65	同上	同上		—	集R3-沢55-31
46	山田	上ノ山	686-2	55	170-2他7	山林	5,209	スギ その他	51	同上	同上		—	集R3-沢55-31
47	山田	上ノ山	687-2	55	171-1他2	山林	159	スギ その他	65	同上	同上		—	集R3-沢55-31
48	山田	上ノ山	695	56	168他2	山林	496	スギ その他	60	同上	同上		—	集R3-沢55-31
49	山田	上ノ山	708-3	55	174他2	山林	1,891	スギ他	55	同上	同上		—	集R3-沢55-31
50	山田	上ノ山	730-1	55	149他2	山林	5,310	スギ	57	同上	同上		—	集R3-沢55-31
51	山田	上ノ山	686-1	55	170-2他1	山林	1,134	スギ	51	同上	同上		—	集R3-沢55-31
52	山田	上ノ山	716	55	150他1	山林	7,999	スギ その他	53	同上	同上		—	集R3-沢55-54
53	山田	上ノ山	717	55	150他2	山林	5,696	スギ その他	53	同上	同上		—	集R3-沢55-66
54	山田	上ノ山	722	55	151他1	保安林	2,075	スギ	66	同上	同上		—	集R3-沢55-67
55	山田	上ノ山	723	55	151	保安林	998	スギ	66	同上	同上		—	集R3-沢55-67
56	山田	上ノ山	734	55	82他1	山林	229	スギ	58	同上	同上		—	集R3-沢55-67
57	山田	上ノ山	735-2	55	151	山林	1,628	スギ	66	同上	同上		—	集R3-沢55-67
58	山田	上ノ山	744-2	55	141	山林	291	スギ	74	同上	同上		—	集R3-沢55-67
59	山田	上ノ山	750-1	55	143他3	山林	3,642	スギ その他	52	同上	同上		—	集R3-沢55-67
60	山田	上ノ山	781	55	93他1	山林	691	スギ その他	65	同上	同上		—	集R3-沢55-67
61	山田	上ノ山	802-2	55	85	山林	6,172	アカシア	68	同上	同上		—	集R3-沢55-67
62	山田	上ノ山	778-2	55	101他7	山林	8,519	スギ その他	52	同上	同上		—	集R3-沢55-73
63	山田	上ノ山	802-1	55	86他1	山林	10,908	スギ その他	63	同上	同上		—	集R3-沢55-73
64	山田	上ノ山	797-1	55	89-2他2	原野	2,862	スギ その他	51	同上	同上		—	集R3-沢55-75

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地				氏名又は名称
	大字	字	地番											
1	山田	手古沢	27	55	47	保安林	596	スギ	54			<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。	—	集R3-沢55-1
2	山田	手古沢	28-1	55	47	保安林	2,247	スギ	54				—	集R3-沢55-1
3	山田	上深町	234	55	49他5	山林	2,530	スギ その他	57				—	集R3-沢55-1
4	山田	上ノ山	819	55	114-1他2	山林	8,336	スギ その他	55				—	集R3-沢55-1
5	山田	上ノ山	826-2	55	116-2他1	山林	6,667	スギ	58			<相手方及び方法> ○ 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲に現金手渡しにより行う。	—	集R3-沢55-1
6	山田	上ノ山	826-5	55	124-1他2	山林	3,766	スギ	49				—	集R3-沢55-1
7	山田	上ノ山	845-1	55	126他1	山林	1,474	スギ その他	73				—	集R3-沢55-1
8	山田	上ノ山	846-1	55	126他1	山林	578	スギ その他	73				—	集R3-沢55-1
9	山田	手古沢	9-1	55	30-2他9	保安林	14,477	スギ その他	51				—	集R3-沢55-3
10	山田	手古沢	10-2	55	32他2	山林	1,263	スギ その他	52				—	集R3-沢55-3
11	山田	手古沢	10-5	55	34他1	保安林	352	スギ その他	57				—	集R3-沢55-3
12	山田	手古沢	13	55	35-1他1	山林	285	スギ	98				—	集R3-沢55-3
13	山田	手古沢	8-1	55	30-2他1	保安林	382	スギ	51				—	集R3-沢55-3
14	山田	手古沢	14	55	39	山林	397	スギ	71				—	集R3-沢55-4
15	山田	手古沢	16-1	55	45	山林	2,938	スギ	55				—	集R3-沢55-4
16	山田	手古沢	16-2	55	47他1	保安林	537	スギ	54				—	集R3-沢55-4
17	山田	手古沢	17-1	55	45	保安林	1,266	スギ	55				—	集R3-沢55-4
18	山田	手古沢	22-1	55	47他5	保安林	9,346	スギ その他	54				—	集R3-沢55-5
19	山田	手古沢	25-1	55	52他2	保安林	1,896	スギ その他	70				—	集R3-沢55-5
20	山田	手古沢	33-1	55	58他1	保安林	548	スギ その他	53				—	集R3-沢55-5
21	山田	上深町	275-1	55	74	山林	1,012	スギ	48				—	集R3-沢55-14
22	山田	上深町	275-2	55	74他1	山林	595	スギ その他	48				—	集R3-沢55-14
23	山田	上ノ山	795	55	89-3	山林	312	スギ	51				—	集R3-沢55-18
24	山田	上ノ山	796	55	72他4	山林	4,791	スギ その他	48				—	集R3-沢55-18

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地				氏名又は名称
	大字	字	地番											
25	山田	上ノ山	682	56	165他1	山林	519	スギ	52			<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。	—	集R3-沢55-31
26	山田	上ノ山	683	56	165他1	山林	6,514	スギ その他	52				—	集R3-沢55-31
27	山田	上ノ山	684-1	56	165	山林	942	スギ	52				—	集R3-沢55-31
28	山田	上ノ山	708-1	55	182他7	山林	5,867	スギ その他	56				—	集R3-沢55-31
29	山田	上ノ山	812	55	109-1	山林	5,287	スギ	76			<相手方及び方法> ○ 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲に現金手渡しにより行う。	—	集R3-沢55-31
30	山田	上ノ山	808-1	55	108他2	山林	32,376	スギ その他	56				—	集R3-沢55-33
31	山田	上ノ山	808-2	55	106	山林	497	広葉樹	64				—	集R3-沢55-33
32	山田	上ノ山	680-2	56	165他5	山林	17,980	スギ その他	52				—	集R3-沢55-62
33	山田	上ノ山	684-2	56	165	山林	111	スギ	52				—	集R3-沢55-62
34	山田	上ノ山	797-3	55	89-2	山林	181	スギ	51				—	集R3-沢55-75
35	山田	上ノ山	811	55	110	山林	5,867	スギ	94				—	集R3-沢55-77
36	山田	上ノ山	814	55	111	山林	2,864	スギ	74				—	集R3-沢55-78
37	山田	上ノ山	817-1	55	113-1他2	山林	7,641	広葉樹	56				—	集R3-沢55-79
38	山田	上ノ山	817-2	55	113-2他2	山林	2,365	スギ その他	61				—	集R3-沢55-79
39	山田	上ノ山	817-3	55	113-2他2	山林	2,380	スギ その他	61				—	集R3-沢55-79
40	山田	上ノ山	823-2	55	124-2	山林	1,516	スギ	60				—	集R3-沢55-80
41	山田	上ノ山	780	55	94他3	山林	1,354	スギ その他	55				—	集R3-沢55-1
42	山田	上ノ山	782	55	94他3	山林	2,679	スギ	55				—	集R3-沢55-1
43	山田	上ノ山	783-1	55	97他2	山林	1,475	スギ	57				—	集R3-沢55-1
44	山田	上ノ山	783-2	55	97他1	山林	32	スギ その他	57				—	集R3-沢55-1
45	山田	上ノ山	685	55	171-1他1	山林	911	スギ	65				—	集R3-沢55-31
46	山田	上ノ山	686-2	55	170-2他7	山林	5,209	スギ その他	51				—	集R3-沢55-31
47	山田	上ノ山	687-2	55	171-1他2	山林	159	スギ その他	65				—	集R3-沢55-31
48	山田	上ノ山	695	56	168他2	山林	496	スギ その他	60				—	集R3-沢55-31
49	山田	上ノ山	708-3	55	174他2	山林	1,891	スギ他	55				—	集R3-沢55-31
50	山田	上ノ山	730-1	55	149他2	山林	5,310	スギ	57				—	集R3-沢55-31

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
	大字	字	地番											
51	山田	上ノ山	686-1	55	170-2他1	山林	1,134	スギ	51			<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲に現金手渡しにより行う。	-	集R3-沢55-31
52	山田	上ノ山	716	55	150他1	山林	7,999	スギ その他	53					集R3-沢55-54
53	山田	上ノ山	717	55	150他2	山林	5,696	スギ その他	53					集R3-沢55-66
54	山田	上ノ山	722	55	151他1	保安林	2,075	スギ	66					集R3-沢55-67
55	山田	上ノ山	723	55	151	保安林	998	スギ	66					集R3-沢55-67
56	山田	上ノ山	734	55	82他1	山林	229	スギ	58					集R3-沢55-67
57	山田	上ノ山	735-2	55	151	山林	1,628	スギ	66					集R3-沢55-67
58	山田	上ノ山	744-2	55	141	山林	291	スギ	74					集R3-沢55-67
59	山田	上ノ山	750-1	55	143他3	山林	3,642	スギ その他	52					集R3-沢55-67
60	山田	上ノ山	781	55	93他1	山林	691	スギ その他	65					集R3-沢55-67
61	山田	上ノ山	802-2	55	85	山林	6,172	アカシア	68					集R3-沢55-67
62	山田	上ノ山	778-2	55	101他7	山林	8,519	スギ その他	52					集R3-沢55-73
63	山田	上ノ山	802-1	55	86他1	山林	10,908	スギ その他	63					集R3-沢55-73
64	山田	上ノ山	797-1	55	89-2他2	原野	2,862	スギ その他	51					集R3-沢55-75
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙） 住所（同上） 吾妻森林組合 代表理事組合長 有馬 嘉太郎 権利の設定をする市町村（乙） 住所（同上） 中之条町長 伊能 正夫														

（記載注意）

- この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除し、なお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなく（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(13) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。